

平成22年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率算定表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度君津広域水道企業団水道用水供給事業決算に基づく資金不足比率を次のとおり算定しました。

名 称	平成22年度	法が定める経営健全化基準
資金不足比率	－％ (資金不足比率なし)	20％

資金不足比率の算定

$$\begin{aligned} \text{○資金不足比率（法適用企業）} &= \frac{\text{資金の不足額（A）}}{\text{事業の規模（B）}} \\ &= \frac{\Delta 4, 123, 760 \text{ 千円}}{6, 328, 312 \text{ 千円}} = \underline{\underline{-\%}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(A) 資金の不足額（法適用企業）} &= (\text{流動負債} + \text{建設改良費以外の経費の財源に} \\ &\quad \text{充てるために起こした地方債の現在高}(\text{※1}) \\ &\quad - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}(\text{※2}) \\ &= (842, 784 \text{ 千円} + 0 \text{ 千円} \\ &\quad - 4, 966, 544 \text{ 千円}) - 0 \text{ 千円} \\ &= \underline{\underline{\Delta 4, 123, 760 \text{ 千円}}} \end{aligned}$$

※1 建設改良費以外の経費の： 欠損金を生じたことによる営業資金の不足を補うため財源に充てるために起こした地方債の現在高
地方公営企業法第45条の規定により起こした赤字債と退職手当債の財政再建債、災害復旧事業の資金に充てるために起こした地方債の残高

※2 解消可能資金不足額： 公営企業としての事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金不足が生じる事情を考慮し、資金の不足額から控除される一定の額

$$\begin{aligned} \text{(B) 事業の規模（法適用企業）} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \\ &= 6, 328, 312 \text{ 千円} - 0 \text{ 千円} \\ &= \underline{\underline{6, 328, 312 \text{ 千円}}} \end{aligned}$$



君水企監第4号の2
平成23年8月19日

君津広域水道企業団
企業長 水越 勇雄 様

君津広域水道企業団
監査委員 斉藤



監査委員 出口



平成22年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された平成22年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



平成 2 2 年 度

君津広域水道企業団水道用水供給事業会計
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

君津広域水道企業団監査委員

平成22年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成22年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— %	20 %	

(注) 資金不足比率の算定において、資金不足がない場合は、「—」を記載した。